

福岡堰頭首工上流より貯水風景

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶	P2. P3
○臨時総代会、平成27年度決算	P4. P5
○通常総代会、平成28年度事業報告	P6～P9
○平成29年度予算	P10
○お知らせ	P11.P12

ご 挨拶

福岡堰土地改良区 理事長 倉持 悦典



理事長の倉持でございます。広報の発刊にあたり組合員の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

当区役員・総代・組合員の皆様には、各種事業の推進について日頃から多大なご理解とご協力を頂き厚く御礼を申

申し上げます。

また、茨城県南農林事務所、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも格段のご支援ご協力を頂き、重ねて御礼申し上げます。

さて、私たちの重大関心事であります環太平洋経済連携協定（TPP）に関しては、協定案と関連法案が日本で採択された直後に米国にてトランプ大統領が誕生したとたん脱退し、今後の見通しが立たなくなりました。米国との2国間協議となったら日本の農業にとってはTPPより大変な結果になるのではと憂慮しています。日本の今後の外交に期待し推移を見守っていききたいと思います。

さらに、長年に渡り続いてきた生産調整が今年度で廃止され、戸別補償も廃止となり、農政はいよいよ混迷を深めていくような気がしてなりません。この不透明な先の見えない時期を組合員の皆様と心を一つにして乗り切らねばならないと強く感じています。

次に、当区発注の事業の工期遅延が、受注各社の努力により平成27年度は大幅な改善が見られ、昨年度も同様の状況となりました。改めまして関係各位に感謝を申し上げます。

平成28年度の主な実施事業については、当区発注分の農業基盤整備促進事業や内郷工事そして県営事業である経営体育成基盤整備事業藤代北部地区や地盤沈下対策事業福岡堰4期地区、小貝東部2期地区と整備を進めています。又、基幹水利施設ストックマネジメント事業の本田排水機場改修工事も平成27年度よりは大幅な予算措置もされたとはいえ総事業費からすると依然低水準にあります。そして平成29年度の国の内示額は全体としては大幅削減される前の平成21年度水準まで回復しましたが、まだまだ要求額にはほど遠い状況であります。今後も気を緩めることなく、昨年以上に県の関係者と協力し国に要望等で働きかけて行きます。

今後、事業化を検討している県営経営体育成基盤整備事業伊奈三期地区については、調査同意の署名捺印

もいただき、推進協議会が設立され早期採択に向けての活動が始まりました。今後も関係各位のご協力をお願い致します。この伊奈三期地区が採択されれば伊奈地区と久賀地区の小排水路護岸工事は、目処が立ちます。しかし、一番遅れてしまってお迷惑をおかけしていた谷和原地区の整備に取りかかされると平成29年度施工の計画を立てましたが、昨年10月つくばみらい市より平成29年度から負担金は一切出せないとの通告がありました。その後、例年の負担額の5割をカットすると回答がありました。困惑していたところ、市議会が取り上げてくださり3月の定例議会において削減された予算案に対し「個々の農家の負担増の恐れがあるので福岡堰土地改良区への予算を増額すること」という条件を付帯決議として全会一致で可決していただきましたが、今現在の市の回答は平成28年度までの負担割合から3割を削るというものであります。これは補助金ではなく、事業負担金であり、とても容認することはできません。今後も役員一丸となって市に理解を求め根気よく交渉を続けていきますが、状況次第では組合員皆様のお力をお借りしなければならないかもしれません。その時にはどうぞよろしくお願い致します。

また、多面的機能支払交付金の実施状況は、つくばみらい市で17組織と取手市で2組織が活動するまで成長しましたが、他県や他の市町村と比較するとまだまだ普及率が低いのが現状です。農地中間管理事業も、今後の農業経営強化には避けて通れないことと思いますので、各集落の皆様にも前向きに検討して頂きたいと思っております。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げ、ご挨拶と致します。



茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 飯塚 弘幸



昨年度に引き続きまして、土地改良部門長を努めることになりました飯塚でございます。本年度もよろしく願いいたします。

また、福岡堰土地改良区の皆様方には、日頃より管内の農業農村整備事業の推進にあたりまして、特段のご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増大、農業水利施設の老朽化など様々な課題に加え、人口減少や少子高齢化に伴う国内市場の縮小、貿易自由化の動きなど、今後も厳しい環境が予想されております。

このような中、国においては、農用地の利用の集積と農業生産基盤の整備の促進のため、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業や、防災及び減災対策の強化のため、農業用排水施設の耐震化事業の創設、及び土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続きの簡素化、などが盛り込まれた、「土地改良法等の一部を改正する法律案」を本年2月に国会に提出しております。この法案の詳細については、現在国で検討中とのことでありますので、今後の事業推進に大きく影響することが見込まれることから、情報収集を進めつつ、土地改良区の皆様への適時適切な情報提供に努めてまいります。

また、県では、平成28年に策定した「第8次土地改良五カ年計画」に基づき、老朽化の進む農業水利施設の長寿命化対策、地域資源を活用した多面的機能支払交付金などの取組を進めておりますが、本県農業を更に持続的に発展させていくには、これらの取組を計画的かつ着実に進める必要がありますことから、より一層のご協力をお願いいたします。

次に、福岡堰土地改良区内で実施しております県営事業の平成29年度の事業概要について紹介させていただきます。まず、経営体育成基盤整備事業の伊奈二期地区では幹線道路工事を、同じく藤代北部地区では排水路護岸工事を、また、地盤沈下対策事業の福岡堰4期地区では谷井田落排水路工事を、同じく小貝東部2期地区では谷井田用水路と九ヶ村用水路の整備を、さらに基幹水利施設ストックマネジメント事業の本田排水機場地区では1号ポンプの補修工事を予定しております。しかしながら、平成29年度予算につきましても、依然として国の予算が厳しく、要望した予算が十分に割当されていない状況にあります。このため、本年度につきましても、農業農村整備事業の予算確保に向けまして、地元の声をあらゆる機会を捉えまして国へ伝え要望していくとともに、コスト縮減に努め効率的に事業を進めてまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げます。ご挨拶といたします。

茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 小沢 裕市



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会 県南事業所に赴任いたしました小沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度から、米生産コストの4割削減を目指した農地中間管理機構の創設による担い手への8割の農地集積や農地維持支払制度の創設など、新たな農業政策が展開されております。この農業政策を着実に実現していくには、農地の大区画化や暗渠排水による汎用化、農業水利施設等の長寿命化や防災・減災対策など、農業生産基盤を整備するために必要な土地改良事業を重点的に実施していかなければなりません。

また、その土地改良事業を推進し、基幹的水利施設等を維持管理している土地改良区は、地域の農業を守る要の組織として、大変重要な役割を担っております。

本会といたしましても、土地改良事業の推進はもとより、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、また、この美しい農村風景を次世代に継承し、活力ある地域農業を実現していくための多面的機能支払の推進や、地域農業の再生に必要な農業水利施設の推進に努めて参ります。

米価の下落やTPPの大筋合意など、さらに農業政策の見直しが必要となるような出来事が続く中、本会といたしましても、農業農村を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、市町村、土地改良区、そして地域の皆様とともに、必要な各種事業の推進に積極的に取り組んで参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

臨時総代会開催

平成28年10月14日(金)、当土地改良区事務所会議室において、臨時総代会が開催され、取手市久賀地区の吉田 好喜総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



第 1 号議案 平成27年度事業報告の承認について

第 2 号議案 平成27年度財産目録の承認について

第 3 号議案 平成27年度会計収入支出決算の承認について

(ア) 一般会計

(イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計

(ウ) 地区除外決済金特別会計

(エ) 地区除外決済金積立金特別会計

(オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計

(カ) 農業基盤整備促進事業特別会計

(キ) 県単土地改良事業特別会計

第 4 号議案 平成28年度組合費賦課率及び徴収方法の議決中、一部変更について

第 5 号議案 平成28年度農業基盤整備促進事業施行議決中、一部変更について

第 6 号議案 平成28年度会計収入支出補正予算(案)の議決について

(ア) 一般会計

(カ) 農業基盤整備促進事業特別会計

平成27年度決算について

平成28年10月14日(金)開催の臨時総代会において承認を得ました、平成27年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

財 産 目 録

(単位：円)

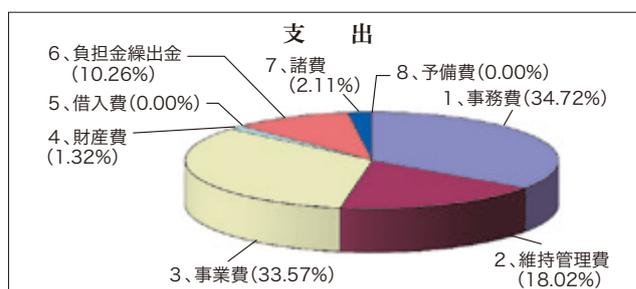
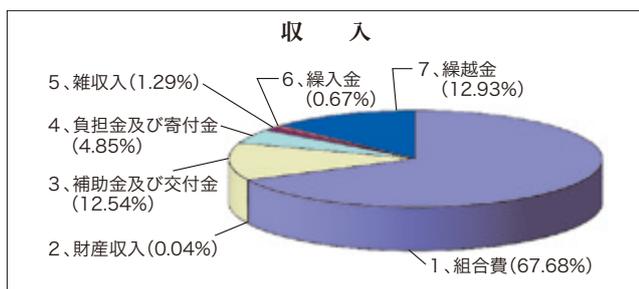
資 産		負 債	
流動資産	43,210,011	長期負債	0
特定資産	629,058,796	短期負債	628,808,796
固定資産	162,441,462		
計	834,710,269	計	628,808,796

会計収入支出決算

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	2 0 3, 7 0 3, 7 2 4	1. 事 務 費	9 2, 4 5 1, 4 9 9
2. 財 産 収 入	1 3 5, 0 0 0	2. 維 持 管 理 費	4 7, 9 6 8, 8 3 3
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	3 7, 7 5 5, 2 0 0	3. 事 業 費	8 9, 3 9 4, 9 2 0
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	1 4, 5 9 7, 6 6 2	4. 財 産 費	3, 5 2 4, 8 3 8
5. 雑 収 入	3, 8 8 0, 4 1 7	5. 借 入 費	0
6. 繰 入 金	2, 0 0 8, 3 3 6	6. 負 担 金 繰 出 金	2 7, 3 1 0, 6 0 3
7. 繰 越 金	3 8, 9 1 9, 9 4 9	7. 諸 費	5, 6 1 5, 1 0 0
		8. 予 備 費	0
計	3 0 1, 0 0 0, 2 8 8	計	2 6 6, 2 6 5, 7 9 3



差引残額 34,734,495円は、平成28年度へ繰越

特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘 要
(イ) 常勤役職員退職給与積立金	88,778,234	26,053,560	62,724,674	平成28年度へ繰越
(ウ) 地区除外決済金	3,465,712	3,465,712	0	
(エ) 地区除外決済金積立金	320,378,036	0	320,378,036	平成28年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産費引当積立金	247,706,086	2,000,000	245,706,086	平成28年度へ繰越
(カ) 農業基盤整備促進事業	76,798,977	76,798,977	0	
(キ) 県単土地改良事業	3,056,559	3,056,559	0	
計	740,183,604	111,374,808	628,808,796	

通常総代会開催

平成29年3月24日(金)、当土地改良区事務所会議室において、通常総代会が開催され、常総市五箇地区の朝川 剛総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 7 号議案 福岡堰土地改良区規約の一部を改正する規約
 第 8 号議案 福岡堰土地改良区地区除外等処理規程の一部を改正する規程
 第 9 号議案 平成28年度組合費賦課率及び徴収方法の議決中、一部変更について
 第10号議案 平成28年度農業基盤整備促進事業施行議決中、一部変更について
 第11号議案 平成28年度地区除外決済金積立金の運用処分の変更について
 第12号議案 平成28年度会計収入支出補正予算(案)の議決について
 (ア) 一般会計
 (ウ) 地区除外決済金特別会計
 (工) 地区除外決済金積立金特別会計
 (力) 農業基盤整備促進事業特別会計
 第13号議案 平成29年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について
 第14号議案 平成29年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
 第15号議案 平成29年度農業基盤整備促進事業の施行について
 第16号議案 平成29年度県単土地改良事業の施行について
 第17号議案 平成29年度地区除外決済金積立金の運用処分について
 第18号議案 平成29年度会計収入支出予算(案)の議決について
 (ア) 一般会計
 (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 (ウ) 地区除外決済金特別会計
 (工) 地区除外決済金積立金特別会計
 (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 (力) 農業基盤整備促進事業特別会計
 (キ) 県単土地改良事業特別会計
 第19号議案 平成29年度予算内一時借入金限度額の議決について

平成28年度事業報告について

◆県営地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
谷井田沼落排水路 第 4 - 2 工 区	排水路工	L = 143.4	L型水路	2.8 × 1.2
谷井田沼落排水路 第 5 - 2 工 区	排水路工	L = 138.1	L型水路	2.3 × 1.2
谷井田沼落排水路 第 5 - 3 工 区	排水路工	L = 158.4	L型水路	2.4 × 1.2



県営地盤沈下対策事業福岡堰 4 期地区 谷井田沼落排水路 施工前 (左)・施工後 (右)

◆県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
九ヶ村用水路 第 3 工区	用水路工 L = 267.1	三面水路	1.4 × 0.75
谷井田用水路 第 16 工区	用水路工 L = 237.7	フリューム水路	0.8 ~ 0.7 × 0.7



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 九ヶ村用水路 施工前 (左)・施工後 (右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 谷井田用水路 施工前 (左)・施工後 (右)

◆県営経営体育成基盤整備事業 藤代北部地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事その6	排水路工	L = 741.9	排水フリューム	0.6 × 0.6
排水路護岸工事その7	排水路工	L = 375.4	排水フリューム	0.6 × 0.6



県営経営体育成基盤整備事業藤代北部地区 大曲地先 施工前(左)・施工後(右)

◆土地改良施設維持管理適正化事業 (第39期生) ◆

工 事 名	工 事 内 容	
成瀬余水吐 ゲート補修工事	ゲート更新工	n = 1 門



土地改良施設維持管理適正化事業 (第39期生)
成瀬余水吐 施工前(左)・施工後(右)

◆農業基盤整備促進事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
上 島 地 区 排 水 路 護 岸 工 事	排水フリーム	L = 495.4	0.8 ~ 0.4 × 0.9 ~ 0.6
戸 茂 地 区 排 水 路 護 岸 工 事	排水フリーム	L = 244.6	0.6 × 0.6 ~ 0.6 / 0.9



農業基盤整備促進事業 上島地区 施工前(左)・施工後(右)

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	安全施設復旧工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工

平成 29 年度予算について

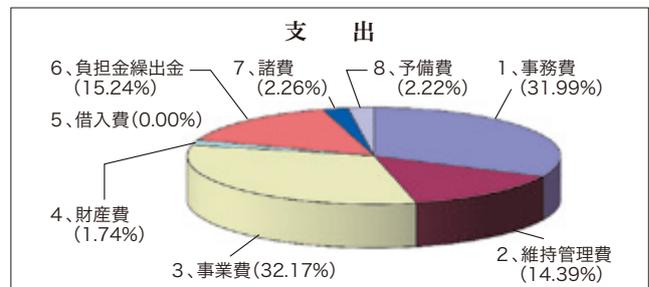
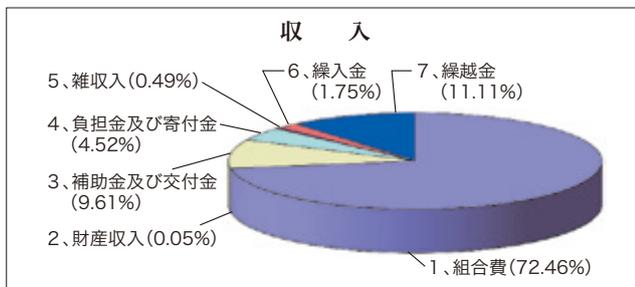
一般会計収支共
287,937,000円也

特別会計収支共
716,687,000円也

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1.組 合 費	208,652,000	1.事 務 費	92,097,000
2.財 産 収 入	135,000	2.維 持 管 理 費	41,425,000
3.補助金及び交付金	27,678,000	3.事 業 費	92,632,000
4.負担金及び寄付金	13,029,000	4.財 産 費	5,000,000
5.雑 収 入	1,411,000	5.借 入 費	1,000
6.繰 入 金	5,032,000	6.負 担 金 繰 出 金	43,885,000
7.繰 越 金	32,000,000	7.諸 費	6,501,000
		8.予 備 費	6,396,000
計	287,937,000	計	287,937,000



特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入予算額	支出予算額
(イ) 常勤役職員退職給与積立金	68,767,000	68,767,000
(ウ) 地区除外決済金	3,812,000	3,812,000
(エ) 地区除外決済金積立金	325,379,000	325,379,000
(オ) 備品費及び財産費引当積立金	252,727,000	252,727,000
(カ) 農業基盤整備促進事業	63,001,000	63,001,000
(キ) 県単土地改良事業	3,001,000	3,001,000
計	716,687,000	716,687,000

お知らせ

▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当土地改良区管内には多数の用排水路があり、円滑な用水かんがいと排水を計るべく、毎年2回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しておりますが、用排水の通水を妨げないよう水路内への草の落下に充分注意して頂き、落ちた場合には取り除いて頂くようご協力をお願い致します。

又、近年刈払機による草刈り作業が多くなっており、事故の件数も増加しております。十分満足な補償とまではいきませんが、傷害保険には加入しておりますので事故やケガには充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡頂けますようお願い致します。

尚、本年は第1回目が6月4日(日)、第2回目が7月23日(日)に予定されておりますので、ご協力の程重ねてお願い致します。

▼ごみの投棄から水路を守ろう

毎年お願いをしているところですが、用排水路へのごみの不法投棄が一向に減らず、下流の用排水の通水に支障をきたしています。

回収されるごみは、缶・びん・ペットボトル・家庭ごみ・汚物・自動車のドア部品など多岐に亘ります。中には農業用ビニール・野菜・果物等の農作物も含まれており、周りへの迷惑を承知で投棄する心ない行為に非常に悲しく残念に思います。これらの処理には毎年多大な経費を要しており、組合員の皆様から納めて頂いている賦課金を充用している状況です。この現状にご理解頂き、ごみに対する意識を高め、絶対にごみを捨てない、捨てさせないように皆さんのご協力をお願い致します。

又、各集落のごみ集積場は、用排水路から離れた敷地へ設置して下さるようお願い致します。ごみが散乱し、用排水路へ流れることがありますので、ご協力の程重ねてお願いを致します。



“ゴミは必ず集積場へ” “誰もがみんな監視員”

▼揚水機場の運転について

管内には、用水の不足を補うための機場が数多く設置されています。この機場はあくまで用水の補給としての施設でありますので、かんがい前や降雨の場合等は運転を停止し、節電のためにもこまめな運転管理をお願いします。

▼交通事故等による施設の破損について

福岡堰土地改良区管内の用排水施設、交通安全施設(ネットフェンス等)が、毎年、交通事故等による施設破損件数増加の傾向にあります。

又、当事者が分からず、組合員の皆様から納入して頂いている賦課金を、充用することになってしまう復旧工事件数も、同様に増加の傾向にあります。

交通事故等により施設を破損された方、破損事故を目撃された方は、必ず当土地改良区へ連絡して下さるようお願い致します。

尚、破損した施設の復旧工事に要する費用は、対物損害賠償責任保険を適用することが出来ますから、加入している保険会社等を連絡して頂ければ、当土地改良区が現地調査の上、保険会社等へ請求し、復旧工事を施工いたしますので、ご協力をお願い致します。



▼水路の補修工事(内郷工事)要望について

造成後年月が経過し、皆様が利用している水路も老朽化等により、補修工事の要望が年々多くなってきております。しかし、予算の都合もあり全ての要望に対応することができず、皆様には大変ご不便をおかけしております。

水路でも各圃場へ直接取水する小用水路や直接排水する小排水路は原則地元管理となっておりますので、再度ご理解の程よろしくお願い致します。

尚、組合員にて補修していただく場合は、各種助成制度等もありますので、施工前に各地区役員・総代までお問い合わせ下さい。

水難事故ゼロへ ご協力を

用水かんがいの時期は水路に常時通水しており、水深も深く、流れも速い状態です。危険ですので水難事故にご注意下さい。特に子供たちの水遊びによる事故が懸念されます。ネットフェンス等の安全施設は設置してありますが、子供たちを水難事故から守る為、ご家族に止まらず地域の皆様も一人ひとりが注意をしあい、「遊ばない」「遊ばせない」「近寄らない」を合い言葉に子供たちが水路の近くで遊ばないようにご協力をお願い致します。

こんな時には届出・申請が必要です！

組合員変更及び耕作移動

毎年5月に組合費通知書を発行しておりますが、面積・組合員名に相違あるという連絡が多くあります。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出ることになっておりますので、必ず届け出るようお願い致します。

農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くこととなりますので、事業主体（買収者）が手続きをするように充分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課されますので、注意して下さいようお願い致します。

口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、市役所窓口での納付ができません。又、金融機関での振込納付の手数料は、組合員さんご本人に負担して頂くこととなりますので、是非、口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

浄化処理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることになっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232

FAX 0297-52-6348

H P <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>

E-mail info@fukuoka-suiri.or.jp

庶務課=庶務全般、換地関係
経理課=会計、組合費賦課徴収関係
工務管理課=工事全般、用水配分関係

ホームページのご利用について

当改良区ではホームページを開設しております。こちらでは組合員の皆様へのお知らせに加え、当区の運営状況、沿革や概要等も掲載しておりますので、ご利用頂けたら幸いです。また、各種手続きに伴う申請書等を印刷することも出来ますのでご利用下さい。

福岡堰土地改良区

検索